

茨木市審議会等委員の公募実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市審議会等の委員の選任基準等に関する指針（平成13年4月1日実施。第2において「指針」という。）第6に規定する審議会等委員の公募制の実施に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定めるものとする。

(公募制の対象となる審議会等)

第2 委員の公募制の対象となる審議会等は、指針第1に規定するもののうち、委員の構成として、市民又は市民代表と定める規定を有するものを対象とする。

(申込者の資格)

第3 委員の公募に申し込むことができる者は、次の資格を有するものとする。

- (1) 原則として、年齢18歳以上の者
- (2) 本市に在住、在勤又は在学している者
- (3) 国又は他の地方公共団体の議員及び職員でない者
- (4) 本市市議会議員及び本市職員でない者
- (5) 本市の3機関以上の審議会等委員となっていない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が必要と認める事項を有する者

(公募方法等)

第4 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市広報誌及び市ホームページへの掲載等の方法により、広く周知を行うものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 報酬または報償金
- (6) 会議開催の頻度
- (7) 申込方法及び申込期限
- (8) 選考方法
- (9) 問い合わせ先

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関が必要と認める事項

2 前項の市広報誌及び市ホームページへの掲載等は、申込期限までに時間的な余裕を持って行うものとする。

(申込方法等)

第5 委員の公募に申し込もうとする者は、次に掲げる事項のうち、市長その他の執行機関が指定する事項について、オンライン入力フォームを利用して入力及び添付または記載した申込書を提出するものとする。

- (1) 申し込む審議会等の名称
- (2) 住所、氏名、生年月日、性別及び電話番号

- (3) 応募の動機
- (4) 小論文
- (5) 勤務先又は通学する学校の名称及び所在地
- (6) その他委員の選考に必要な事項

2 前項の申込書は、返還しないものとする。

(選考の方法等)

第6 委員の選考は、申込内容による選考、抽選等の方法により行うものとする。

2 審議会等の庶務担当部は、前項の選考を実施するにあたっては、選考方法等をあらかじめ選考要領に定めるものとする。

3 選考の結果については、合否にかかわらず、庶務担当部から当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第7 公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (3) 第6第1項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 第6第1項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。